

千葉市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定

千葉市（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の名簿情報を提供するにあたり、千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例（以下、「条例」という。）第6条の規定により、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に要支援者の名簿情報を提供するにあたり、千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則第5条に規定する事項を定めるものとする。

（避難支援等関係者による支援実施）

第2条 乙は、甲から提供を受けた名簿情報により、条例第2条第2号に規定する避難支援等（以下「避難支援等」という。）を実施するための体制構築に努めるものとする。

（名簿情報の提供を受ける地域の範囲）

第3条 乙が、避難支援等を実施するため名簿情報の提供を受ける地域の範囲は、別表に定めるとおりとする。

2 乙が名簿情報の提供を受ける地域の範囲に変更が生じたときは、対象地域変更届（様式第1号）により速やかに甲に届け出るものとする。

（名簿情報の提供）

第4条 甲から乙に提供する名簿情報は、条例第4条第2項の規定により、前条に定める地域の範囲の要支援者（条例第5条第2項の規定により拒否した者を除く。）の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び避難支援等を必要とする理由とする。

2 甲から乙に提供する名簿情報は、紙に印字された文書の形式で提供する。

3 乙は、名簿情報を受領したときは、千葉市避難行動要支援者名簿情報受領書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

4 甲は、年に1回、乙に対して名簿情報を提供する。なお、名簿情報を更新するときは、既に提供した名簿情報の返却を受けた後に、新しい名簿情報を提供するものとする。

（名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者）

第5条 乙は、甲から提供された名簿情報を管理する者（以下、「名簿情報管理責任者」という。）及び名簿情報管理責任者とともに避難支援等の実施体制を構築するため、甲から提供された名簿情報の閲覧、複写の所持その他必要な措置を実施する者（以下、「名簿情報取扱者」という。）を定め、名簿情報管理責任者等登録届（様式第3号）及び名簿情報取扱者登録届（様式第4号）により甲に届け出なければならない。

2 前項で登録した名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者に変更が生じたときは、速やかに名簿情報管理責任者等変更届（様式第5号）により甲に届け出なければならない。

(研修)

第6条 初めて登録した名簿情報管理責任者は、甲の実施する研修を受講しなければならない。

(守秘義務)

第7条 名簿情報管理責任者、名簿情報取扱者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(名簿情報の保管)

第8条 乙は、甲から提供された名簿情報について、その漏えい、滅失、き損又は改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止のため、施錠可能な場所に保管する等、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、保管方法について、名簿情報管理責任者等登録届（様式第3号）により甲に届け出るものとする。また、保管方法に変更が生じたときには、名簿情報管理責任者等変更届（様式第5号）により速やかに甲に届け出るものとする。

3 甲から提供された名簿情報について、乙はパーソナルコンピューター等により電子データ化してはならない。

(提供しようとする名簿情報の利用の制限)

第9条 乙は、甲から提供された名簿情報を、要支援者の避難支援等以外の目的に利用してはならない。

2 乙は、甲から提供された名簿情報の複写について、避難支援等の実施に必要な限度を超えて行ってはならない。

3 乙は、甲から提供された名簿情報（複写を含む。）を、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者以外の乙内の避難支援等の実施に携わる者に提供できる。

(名簿情報の第三者提供の禁止)

第10条 乙は、甲から提供された名簿情報（複写を含む。）を、乙以外の第三者に提供してはならない。ただし、災害発生時に、要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

(検査の実施)

第11条 甲は、名簿情報の保管方法及び利用状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め又は検査することができる。

2 乙は、甲から前項の指示があったときは、これに協力しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12条 乙は、甲から提供された名簿情報について、その漏えい等が生じ、又はその恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、指示に従うものとする。

(名簿情報の返却)

第13条 乙は、甲から名簿情報の提供を受ける必要がなくなったときには、速やかに甲に対し名簿情報を返却するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙が名簿情報の漏えい等した場合で、明らかに乙の責に帰すべき事由があったときは、この協定を解除し、名簿情報の返却を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の返却の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第16条 その他、この協定に定めのないこと、又は協定内容に疑義等が生じた場合には、甲と乙が協議して定める。

年 月 日

(甲)

千葉市

千葉市長

千葉市中央区千葉港1番1号

(乙)

団体名

代表者名

Ⓜ

住所

(別表)

千葉市〇〇区	△△町	1 - ● ~ ▲	2 - ● ~ ▲
		3 - ● ~ ▲	4 - ● ~ ▲
	□□町	1 - ● ~ ▲	2 - ● ~ ▲
		3 - ● ~ ▲	4 - ● ~ ▲